成田市地域公共交通会議 交通事業分科会 運営規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、成田市地域公共交通会議設置要綱(以下「要綱」という。)第10条第2項の規定に基づき、成田市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の交通事業分科会(以下「分科会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、要綱第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検 討を行うものとする。

(組織)

- 第3条 分科会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1)要綱第4条第1号の委員のうち市長が指名する者及び関連する事務を所 掌する職員
 - (2)要綱第4条第2号,第3号及び第6号の委員又は代表する者が指名する 者
 - (3)要綱第4条第15号の委員のうちいずれかの委員

(分科会長)

- 第4条 分科会に分科会長(以下「会長」という。)を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、分科会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 分科会は、会長が招集し、議長となる。
- 2 会長は、必要に応じて分科会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 3 分科会の会議の公開については、非公開とする。
- 4 分科会の会議の案件について、会長が軽微な事案と判断したものについて

は、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。

(報告)

第6条 会長は、分科会の協議経過及び結果について、交通会議に報告するものとする。

(任期)

第7条 任期については、交通会議の現委員の任期とする。

(報償及び費用弁償)

第8条 分科会の委員の報償及び費用弁償は、要綱第13条による。ただし、 交通会議又はその他分科会と同日開催の場合は、これを支給しないものとす る。

(庶務)

第9条 分科会の庶務は、成田市都市部都市計画課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和2年7月8日から施行する。

附則

この規程は、令和3年3月24日から施行する。

附則

この規程は、令和7年●月●日から施行する。